

2012年3月吉日

日本内分泌学会
会員各位

特許法第 30 条に基づく学術団体指定について

日本内分泌学会は特許庁長官が指定する学術団体（指定日：2004年10月6日付）ですので、学術集会での発表は下記の通り特許法第30条（新規性の喪失の例外規定）の適用を受けることができます。

当学会が開催する学術集会において文書をもって発表した内容については、発表者が、
①その後6ヶ月以内に、特許法第30条の適用を受ける旨を記載した書面を特許出願と同時に提出し、
②かつ、その出願の日から30日以内に、その特許出願に係る発明が新規性喪失の例外の適用を受けるものであることを証明する書面類を提出した特許出願に限っては、新規性喪失の例外措置を受けることができます。「証明する書面」は当学会事務局で発行いたします。

なお、「その後6ヶ月以内」の起算日は、抄録が前以って発送された場合、学術集会での発表日や抄録の発行日ではなく、抄録の発送日（＝その発明の公知日）となりますので、ご注意ください。発送日は抄録がお手元に届いた日の1週間前とお考え下さい。

また、この制度は特許出願前の発表が公知例として拒絶の理由にされないという効果を持つにすぎません。そのため他人により先に出願が行われた場合には、特許を取得できない危険性を残しています。したがって、特許の権利を確保するためには、公表の前にまず出願することをお勧めします。

詳しくは、下記の特許庁ホームページをご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/hatumei_reigai.htm

以上

日本内分泌学会事務局
jes-office@endo-society.or.jp

TEL：075-229-8250

FAX：075-229-8251